

令和4年度 豊田市立石畳小学校いじめ防止基本方針

1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは人間として絶対に許されない行為であり、同時に、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす行為でもある。また、どの児童も被害者にも加害者にもなりうる。

これらの基本的な考えを基に、教職員一人一人がいじめの問題の重大性を正しく認識し、日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。何より学校は、児童が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。児童一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。

そうした中で、児童が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

具体的な取組として、異学年縦割り班活動を核とした活動を通して、協力し合うことの大切さや喜びを体験的に学び、思いやりの心を育てていく。また、児童会活動や、道徳を通して、規範意識を高めていき、「いじめは絶対に許さない」ということを指導の重点として取り組んでいく。

2 いじめの定義と解消の目安

(1) いじめの定義

「いじめ」の定義は、法の規定に準じ、以下のとおりとする。

「いじめ」とは、子どもと一定の人的関係（*1）にある他の子どもが行う心理的又は物理的な影響（*2）を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた子どもの立場に立って（*3）考えなければならない。

*1：「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級、塾やスポーツクラブ等当該の子どもが関わっている仲間や集団（グループ）など、当該の子どもと何らかの人的関係を指す。

*2：「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

*3：「いじめられた子どもの立場に立って」とは、いじめられたとする子どもの気持ちを重視するということである。一見けんかのように見えることでも、いじめられた子どもの感じる被害性に着目した見極めが必要である。

(2) いじめ解消の目安

以下に掲げる①～③の状況が、概ね3か月以上継続した時に、「いじめ解消」と判断する。

①いじめられていた子どもが、いじめの解消を自覚している。

- ・心身の苦痛を感じてないか。
- ・対象とする子どもからのいじめはなくなったか。
- ・いじめの内容が変わって行われてないか。

②いじめられた子どもの保護者が、現在いじめはないと判断できる。

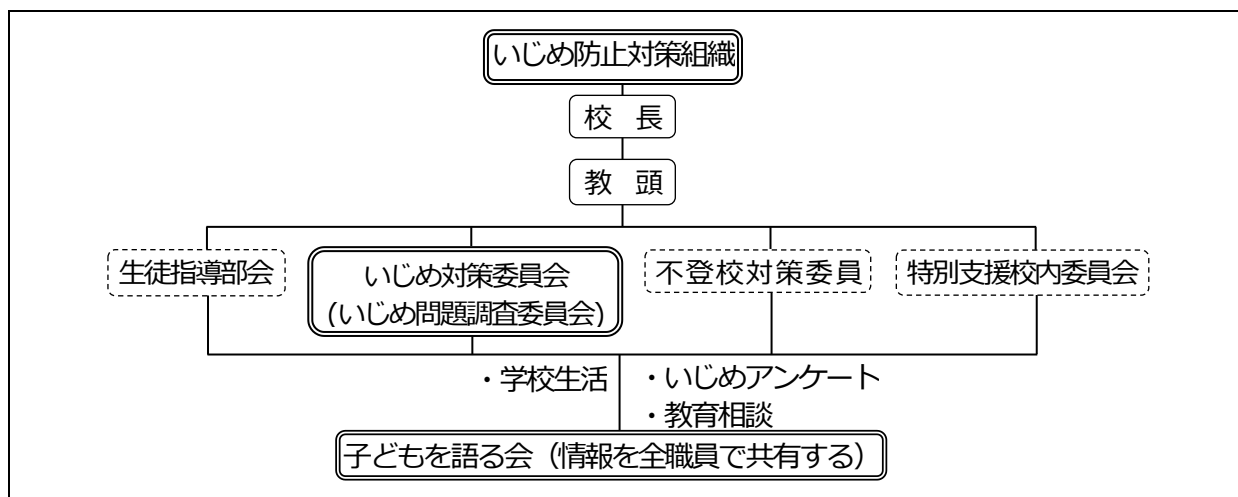
- ・家庭での様子から、心身が落ち着いた状態にあると判断できるか。
- ・安心した学校生活を送ることができていると判断できるか。

③周りの子どもや教員からみて、いじめはないと判断できる。

- ・定期的に行われるいじめアンケートの累積結果や聞き取りから判断できるか。
- ・学級担任や教科担任を含む、関わりがある教員や子どもから、当該の子どもが安心した学校生活を送っていると判断できるか。

3 いじめ防止対策組織

校内に「子どもを語る会」及び「いじめ対策委員会」を設置し、いじめのささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。



(1) 「いじめ防止対策組織」の役割

ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- ・学校評価アンケートを実施し、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。

イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」を周知し、教職員の共通理解を図る。
- ・教職員の資質能力向上を目指し、いじめ防止に関する校内研修や伝達講習を計画・実施する。
- ・いじめアンケートや教育相談の結果を集約し、分析及び対策の検討を行う。検討結果をもとに、実効性のあるいじめ防止対策に努める。

ウ 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・随時、学校だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況や学校評価結果等を発信する。また、「いじめ防止・キャッチコピー」に全校で取り組む。

エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

- ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。
- ・事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・問題が解消したと判断した場合も、その後の児童の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

(2) いじめ対策委員会の構成員

いじめ防止対策組織
(いじめ対策委員会) 校長、教頭（教育相談コーディネーター）、教務主任、校務主任、生徒指導主任、教育相談主任、担任、養護教諭 *必要に応じて、スクールカウンセラー、学校アドバイザー、民生児童委員、PTA役員を加える

(3) 「子どもを語る会」の役割

- ・全教職員で児童の実態と指導方針の共通理解をし、いじめ問題に対して組織的に対応する。

ア 月に1回全職員で「子どもを語る会」を行い、情報共有と児童把握に努める。

イ スクールカウンセラーに同席してもらい、助言を得る。

(3) 「いじめ対策委員会」「子どもを語る会」の開催時期

ア 毎月最終木曜日(基本)に「いじめ対策委員会」を定期的で開催する。

イ 毎月「子どもを語る会」を開催し、日常の児童の実態を全職員で共通理解し、対応策の検討や方針の徹底をする。

ウ 緊急にいじめ事案への対応が求められる場合については、「いじめ対策委員会」を臨時に開催する。

4 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

いじめに向かわない態度・能力の育成等、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりのために、以下の4点に取り組む。

ア 児童の関わりを大切に、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。

イ 児童の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。

ウ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さや相手を思いやる心の醸成を図る。

エ 情報モラル教育を推進し、児童がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者や被害者にならないよう継続的に指導する。

(2) いじめの早期発見の取組

- ア いじめアンケートや教育相談を定期的に実施し、児童の小さなサインを見逃さないように努める。(いじめアンケート5月、11月の年2回、教育相談5月、11月の年2回)
- イ 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ウ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、児童生徒が相談しやすい環境を整える。

(3) いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けたら「いじめ対策委員会」を中心に組織的に対応する。
- イ 被害児童を守り通すという姿勢で対応する。
- ウ 加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーや豊田市青少年相談センター(パルクとよた)のスクールソーシャルワーカー等の専門家や、警察署、豊田加茂児童・障害者相談センター等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- カ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じ警察署や法務局等とも連携して行う。

5 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、対応する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については、被害児童、保護者に対して適切に情報を提供する。

※重大事態の定義

- ①いじめにより在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めた時
- ②いじめにより在籍する児童等が相当の期間欠席を余儀なくされている疑いがあると認める時(30日間を目安とする。ただし、一定期間連続して欠席しているような場合には、迅速に調査に着手する)

6 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、P D C Aサイクル[P L A N(計画)→D O(実行)→C H E C K(評価)→A C T I O N(改善)]で見直し、実効性のある取組となるよう努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価(年1回)及び保護者への学校評価アンケート(年1回)を実施し、いじめ対策委員会でいじめに関する取組の検証を行う。

7 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修(C A P等)を計画し、児童生徒理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 「学校いじめ防止基本方針」は、4月に保護者へ配布するとともに、ホームページに掲載する。必要に応じて、年度途中でも見直しをする。
- (3) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

8 いじめの未然防止・早期発見に向けた年間計画

	いじめ防止対策組織	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携	
4月	P ↓ D ↓ C ↓ A ↓ P ↓ D ↓ C ↓ A ↓ P	○「学校いじめ防止基本方針」の内容の確認	○相談室やSC、心の相談員の児童、保護者への周知 ○児童集会でいじめの対応を示し、説明 ○入学を祝う会	○いじめ相談窓口の児童、保護者への周知 ○身体測定	○学年保護者会 ○「学校いじめ防止基本方針」と「豊田のルール4か条」の配付
5月			○SCによるカウンセリング・マインド研修	○「心のアンケート（いじめアンケート）」 ○教育相談週間	
6月			○情報モラル指導（ネットモラル）		○授業参観 ○情報モラル ○第1回教育協議会
7月					○個別懇談会 ○関係機関との情報交換会
8月			○現職研修①CAP 教職員ワークショップ	○CAP 教職員ワークショップ	
9月			○CAP 子どもワークショップ ○学校保健委員会	○身体測定	○授業参観
10月			○情報モラル指導（ネットモラル） ○運動会		
11月			○障がい理解する実践教室 ○赤い羽根募金活動	○「心のアンケート（いじめアンケート）」 ○教育相談週間	○保護者アンケート
12月			○現職研修②「ケーススタディ」	○人権週間	○個別懇談会
1月			○学校自己評価	○保健指導	○身体測定
2月					○授業参観 ○第2回教育協議会
3月			○学校関係者評価の結果を検証し、「基本方針」の見直し	○卒業を祝う会	□文科省「生徒指導上の諸問題調査」によるいじめ調査
通年		○校内のいじめに関する情報の共有（子どもを語る会） ○対応策の検討 ○いじめ対策委員会の開催（毎月） ○伝達講習を定期的（JIT）に開催	○集会における講話 ○異年齢集団活動（縦割り活動・通学団） ○道徳教育、体験活動の充実 ○分かる授業の充実	○健康観察の実施 ○SC・心の相談員によるカウンセリング ○子どもを語る会（月に1回）	○あいさつ運動「おはようスターズ」

9 いじめの未然防止プログラム [学年の重点的な目標等]

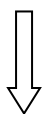
観点	ア 児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく集団づくり	イ 児童生徒の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくり	ウ 体験活動を推進し、命の大切さや相手を思いやる心の醸成	エ 情報モラル教育の推進
低学年	<ul style="list-style-type: none"> ・気持ちのよいあいさつができる。 ・友達と仲良くすることができる。 [日常、道徳]	<ul style="list-style-type: none"> ・約束やきまりを守ることができる。 [日常、道徳、行事]	<ul style="list-style-type: none"> ・命あるものを大切にすることができる。 [日常、道徳]	<ul style="list-style-type: none"> ・互いの権利を尊重し、自他の情報を大切にすることができる。 [日常、道徳]
中学年	<ul style="list-style-type: none"> ・友達を理解し、信頼し、助け合うことができる。 [日常、道徳、行事]	<ul style="list-style-type: none"> ・よく考えて行動し、自分で決めたことはやり遂げることができる。 ・進んで働くことができる。 [日常、道徳]	<ul style="list-style-type: none"> ・相手のことを思いやった行動ができる。 [日常、道徳]	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の危険性を理解し、危険を回避する技能を身につけることができる。 [日常、道徳]
高学年	<ul style="list-style-type: none"> ・互いに信頼し、友情を深め、仲良く協力し助け合うことができる。 [日常、道徳、行事]	<ul style="list-style-type: none"> ・働くことの意義を理解し、公共のために役立つことができる。 [日常、道徳、行事]	<ul style="list-style-type: none"> ・自他の生命を尊重することができる。 ・思いやりの心を持ち、相手の立場に立って親切にすることができる。 [日常、道徳、行事]	<ul style="list-style-type: none"> ・情報交換をするときのマナーを身につけることができる。(SNS等の利用の落とし穴を知る) [日常、道徳]
教職員の重点取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・あいさつ運動 ・よいこと見つけ ・縦割り班活動 ・通学団指導 ・行事 [祝う会等] ※取組の活性化	<ul style="list-style-type: none"> ・現職教育の実践 ・特別の教科「道徳」 ・運動会、学芸会 ・ソーシャルスキルトレーニング ※取組の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・障害を理解する実践教室 ・CAP ・ピアサポート ・エンカウンター ※取組の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・「学校いじめ防止基本方針」「豊田のルール4か条」の周知をする。 [保護者会、懇談会]
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・健康観察 [毎日]、SC・心の相談員によるカウンセリング [随時]、子どもを語る会 [月1回] ・CAP (虐待防止プログラム) の実施、いじめ防止キャッチコピー作り ・心のアンケート [2回]、保護者アンケート、いじめ発見チェックシート、教育相談 ・教育協議会 [2回]、関係機関との情報交換会 			

10 いじめ発見・発覚後の基本的な流れと対応マニュアル

【基本的な流れ】

①いじめの発見・発覚

- ・本人からの訴え、相談 ・保護者、地域からの情報 ・他児童、教員からの情報
- ・日常の観察、アンケート、教育相談 ・いじめ発見チェックシート ・ネットパトロール



②いじめに関係する児童からの聞き取り [担任・養護教諭・心の相談員・SC等から]

- ・子ども、保護者の心を汲み取る…初期対応が重要



③報告 (校長・教頭・相談主任・生徒指導主任・保健主事・養教)

- ・校長に必ず伝える



④いじめ対策委員会の開催 [生徒指導主任] → 議事録の作成 [養護教諭]

- ・メンバー…校長・教頭 (教育相談コーディネーター) ・教務・校務・教育相談主任・生徒指導主任・保健主事・養教・学級担任

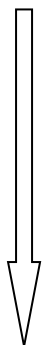


⑤方針の決定 [具体的な対応方法は、次ページ]

・いじめられた児童の希望を尊重しつつ、連絡、指導、支援について、いつ、誰が、どのように行うか対応方針を協議し、校長が決定する。

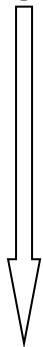
○今後の対応を含めた仕分け

- I 段階事案：児童が心身の苦痛を感じるがあったが、学年組織等で対応できる事案
- II 段階事案：児童や保護者からの訴えがあった、あるいはI 段階の事案が繰り返されている等、組織的な対応が必要な事案
- III 段階事案：重大事態が疑われ、早急な組織対応が必要な事案



⑥教育委員会(青少年相談センター)への報告

- I 段階事案：月ごとの定例報告で報告する。
- II 段階事案：「いじめの早期相談票」を提出、報告する。
- III 段階事案：ア 認知した段階で、速やかに教育委員会に報告し、対応方針の指示を受ける。
「重大事態1 いじめの重大事態発生報告書 [速報]」を提出する。
イ 学校が主体となって調査する場合は、調査の経過をその都度報告する。
ウ 教育委員会が主体となって調査する場合は、調査の協力をする。



⑦再発防止に向けて

- ・いじめ防止体制の見直しや、いじめの未然防止教育の推進について、具体的に協議し、全職員で認識を共有し、徹底する。学校便り等で、いじめ防止を啓発する。

【対応マニュアル】

□いじめ対策委員会の開催

- ・情報の共有を図る。
- ・いつ、誰が、どこで、どのように行うのかを決める。

□保護者への連絡

【いじめられた児童の保護者】

- ・聞き取った内容を保護者に伝える。
- ・学校としての方針を伝える。
- ・調査や方法について、児童・保護者の意向を確認する。

【いじめた児童の保護者】

- ・調査結果を報告し、指導方針を伝える。
(いじめた児童がいじめを認めなくても、「受け取り方の違い」として指導は行うことを伝える。)

□いじめられた児童への対応

【安全確保】

- ・本人の希望を確認して、教室等での安全を確保する。(座席、班編成等の配慮)
- ・見守り体制の構築

【支援】

- ・必要に応じて、スクールカウンセラーや心の相談員との面談を通して、心の安定を図る。
- ・必要に応じて、パレクとよた・子ども発達センター・子どもの権利相談室等と連携する。

□いじめた児童への指導・支援

- ・複数の職員で指導し、必要に応じて保護者の同席を求める。
- ・いじめを確実にやめさせる。このとき、必要に応じて、「出席停止」を含む学校の対応方針を伝える。
- ・反省を促し、自分の行為の責任を自覚させる。
- ・いじめを認めない場合も、今後の言動についての指導を行う。
- ・謝罪については、いじめた子が自発的に希望し、いじめられた子・保護者も希望しており、関係修復の手法として適切だと思われる場合に実施する。
- ・本人の特性や家庭環境等の背景を考慮し、指導・支援する。
- ・必要に応じて、スクールカウンセラーや心の相談員との面談を通して、言動の改善を図る。

□傍観者(はやしたた子)への指導

- ・事実を話すことは、人を救う行為であることを伝える。
- ・はやしたたり、見て見ぬふりをしたりする行為も、いじめを肯定していることを理解させ、考えさせる。

□双方の保護者への連絡

- ・指導した内容や今後の対応について、連絡する。
- ・指導後も心配な姿があれば、学校に連絡してもらうように依頼する。

□再発防止

- ・教育活動全体を通して、道徳教育を推進したり、ソーシャルスキルトレーニングを行ってコミュニケーション能力を向上させたりする。

□経過観察

- ・組織的な見守りの体制を整え、経過観察(少なくとも3か月を目安とする)をし、関係した児童に、定期的に声かけや面談を実施する。